

## 雲南市放課後児童クラブ入会募集について

### 1. 放課後児童クラブとは

主として保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校就学児童を受入れ対象とします。保護者の就労支援等を目的としつつ、児童に対しては授業終了後や夏休みなどの長期休業期間中に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るために設置する施設です。放課後児童クラブに入会するためには、入会要件を満たす必要があります。

#### 【入会要件】

保護者のいずれもが次の要件のいずれかに該当し、かつ放課後等において児童を養育することが困難な場合に放課後児童クラブをご利用いただけます。

- ①就労(育休復帰予定の方を含む)
- ②妊娠・出産／入会期間は出産(予定日)を基準として産前8週(多胎児の場合は14週)の日の属する月から産後8週間を経過する日の属する日の末日まで
- ③保護者の疾病・負傷・障がい
- ④親族の介護・看護
- ⑤災害復旧に従事している
- ⑥就学・職業訓練受講中
- ⑦児童虐待・DV
- ⑧その他、市が特に認める場合

※「求職活動」は入会の要件となりませんので、ご注意ください。

### 2. 利用の方法

次の2つの利用方法があります。

通年利用	年間を通じて児童クラブを利用していただくことができます。
長期休業限定利用	小学校が長期休業となる間のみ限定して利用いただくことができます。「夏休みのみ利用する」「春休み期間中の4月期のみ利用する」などの利用も可能です。

### 3. 利用時間・利用料金等

「平成30年度 雲南市放課後児童クラブ一覧」

#### 【留意点】

月額制の放課後児童クラブでは、入退会月に限り日割り精算を行います。その他の月については日割り精算を行いませんので利用に際し、ご注意ください。

#### 4. 入会申込み

次のとおり利用の申込みを行ってください。

育児休業等から職場復帰される方、その他、年度途中より入会を希望される方についても申込みを受け付けます。ただし、以下の点にご留意ください。

育休等復帰の方 / 元の職場への円滑な復帰を支援するため、年度途中入会のための予約枠確保に努めます。(入会が決まらない場合もあります。)職場復帰日の属する月から入会を希望することができます。

年度途中入会の方 / 4月から通年利用を希望される方の入会を優先しますので、入会が決まらない場合があります。あらかじめご了承ください。

※平成29年度まで放課後児童クラブをご利用の方も、再度入会申込みをしていただく必要がありますのでご注意ください。

※「長期休業限定利用」の方も同様にお申込みいただけます。

#### 【提出書類】

##### (共通書類)

①入会許可申請書	全員(児童1人につき1枚必要です。) ※斐伊、三刀屋、かけや児童クラブについては様式が異なりますのでご注意ください。
②入会申込受付票	全員(兄弟等で入会申込みをされる場合、記載内容が同じであれば世帯で1枚の提出で構いません。)

(個別書類)入会要件に応じた書類をご提出ください。兄弟姉妹が保育所等へ入会申込みを行われる場合、書類の重複提出は不要ですので申込みの際、その旨お申し出ください。

③養育を必要とする事由申立書	⑥～⑩までの書類を提出される方
④就労証明書	就労要件の方(会社等にお勤めの方)
⑤就労申立書	就労要件の方(自営業や農業等に就いている方)
⑥母子手帳の写し	妊娠・出産要件の方
⑦診断書又は各種手帳の写し	疾病・負傷・障がい要件の方
⑧被介護者の診断書又は各種障がい者手帳・介護保険証等の写し	介護・看護要件の方
⑨り災証明書	災害復旧要件の方
⑩学生証の写し又は在学証明書もしくは職業訓練受講の事実を確認できる書類の写し	就学・職業訓練受講中要件の方

※「児童虐待・DV」および「その他、市が特に認める場合」要件の方は状況により個別の判断が必要となりますので、子ども政策課へご相談ください。

#### 【ダウンロード】

雲南市放課後児童クラブ入会手引き

①-1 入会許可申請書(斐伊児童クラブ、三刀屋児童クラブ、掛合児童クラブ用)

- ①-2 入会申請書(その他の児童クラブ用)
- ②入会申込受付票
- ④就労証明書(被雇用者用)
- ⑤就労申立書(自営業・農業用)

### 【募集期間】

入会時期	期間	入会決定時期(目安)
4月入会	平成29年12月1日(金)～平成30年1月12日(金)	2月中旬
随時入会	都度申込みを受け付けます。	随時

### ●注意点

先着順ではなく入会選考基準により利用優先度の高い方から入会を決定していきますが、利用をご希望の方は早目に申請書類を提出していただきますようお願いいたします。

募集期間に申し込まれた方でも利用優先度の低い方などは入会決定時期がずれる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【申込先】

○大東町内の児童クラブへの入会をご希望の方は次の通りお申込みください。

入会希望クラブ		申込先
ちゃれんじクラブ	0854-43-6848	希望するクラブへ直接
学童クラブキリカ	0854-43-3129	
うしお児童クラブ	0854-43-2705	
すずらんアットホーム	0854-43-2250	

○上記以外の児童クラブへ入会をご希望の方は、次の通りお申込みください。

#### 【平成30年度より新規入会希望の方】

各総合センター市民福祉課または子ども政策課まで。

#### 【平成29年度から継続入会希望の方】

各総合センター市民福祉課または子ども政策課 および各放課後児童クラブでも受付可能です。

子ども政策課	0854-40-1044
加茂総合センター市民福祉課	0854-49-8612
木次総合センター市民福祉課	0854-40-1083
三刀屋総合センター市民福祉課	0854-45-9501
吉田総合センター市民福祉課	0854-74-0215
掛合総合センター市民福祉課	0854-62-0056
各放課後児童クラブ	別紙「平成30年度放課後児童クラブ一覧」でご確認ください。

## 6. 入会選考基準

入会希望者数が放課後児童クラブの入会可能枠を上回った場合は、提出された書類や聞き取り内容に基づき、保護者(父母)の「児童の養育を必要とする事由(基準①)」や「世帯等の状況(基

準②)」を判定し、養育の必要度の高い児童から優先的に入会を決定します。

このため、低学年の児童を優先し受入れたり、祖父母がおられる家庭については入会をお断りしたりする場合があります。

また、養育の必要度が高い場合でも、放課後児童クラブに入会枠がない場合には入会を決定できないことがありますので、ご了承ください。

### 【選考基準】

「平成30年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表」

## 7. 放課後児童クラブからのお願い

### 【傷害保険】

(入会決定後は)放課後児童クラブを利用する児童の万が一に備え、傷害保険へご加入いただきます。

詳細については、放課後児童クラブからご説明をさせていただきますが、この手続きがないと放課後児童クラブを利用できませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 【入会要件に変更があった場合など】

入会決定後、入会要件に変更があった場合や放課後児童クラブを利用する必要がなくなった場合などは、「入会許可内容変更届」又は「退会届」の提出が必要となりますので、子ども政策課又は各総合センター市民福祉課まで速やかにご相談ください。

### 【その他のご依頼】

○就労支援等のための放課後児童クラブです。保護者がお休みの時は、極力家庭で養育していただきますようご協力をお願いします。

○開所時間、時間内の利用を厳守し、また、勤務終了後は早目のお迎えをお願いします。

○小学校から放課後児童クラブへ下校する場合を除き、施設への児童の送迎は保護者の責任において行ってください。

○児童が健全な生活習慣を身に付けられるよう宿題の時間を設けるなどの工夫をしますが、学習の習熟度を高めることを目的とするものではありませんので、各家庭でも適切な支援をお願いします。